## 「レンタカー&宿泊事業」ご利用のお客様へのお知らせとお願い ~キャッシュバック施設の休業日対応について~

敦賀商工会議所

令和7年1月末まで実施します標記事業について、下記のとおりキャッシュバック施設が休業日となりますので、この休業期間中にキャッシュバックができなかったお客様を対象として、以下のとおりの対応を行います。

## ■対象キャッシュバック施設の休業日

キャッシュバック施設名	地域	休業期間
敦賀商工会議所 2 階事務所	敦賀市	令和6年12月28日~令和7年1月5日
敦賀商工会議所 駅前サービスステーション	敦賀市	令和6年12月31日~令和7年1月3日
九十百千(こともち)	美浜町	令和6年12月29日~令和7年1月4日
道の駅 三方五湖	若狭町	令和6年12月31日~令和7年1月2日
わかさ東商工会事務所	若狭町	令和6年12月28日~令和7年1月5日

敦賀商工会議所事務局宛に送付(郵送等)いただきたい書類(以下①、②、③)

- ①レンタカー貸渡証のコピー1枚(レンタカーの返却までに必ずコピーしてください)
- ②事業チラシ(裏面の宿泊証明印の押印有、アンケートの記載必要)
- ③キャッシュバック請求書(請求書は事業チラシにホッチキス止して、年末年始営業されている指定のレンタカー店舗に配付しておりますので、店舗店頭にて受け取っていただき、内容を記載の上、押印後切り取りして送付下さい)

尚、請求者は①の貸渡証の運転者の方となりますので、ご留 <u>意ください</u>

上記①、②、③の書類を下記の書類送付先に送付してください。

書類の内容確認後、利用者の指定口座に後日振込致します。尚、当所への書類一式の送料 はお客様の負担でお願い致します。

> キャッシュバック請求に関する書類送付先 〒914-0063 福井県敦賀市神楽町 2-1-4 敦賀商工会議所事務局 レンタカー事業担当係 電話 0770-22-2611(令和7年1月6日業務開始)